

特定最低賃金（産業別）の日本標準産業分類表

製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
適用する使用者 島根県の区域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成25年10月改定）
E22 鉄鋼業 E220 管理、補助的経済活動を行う事業所（22 鉄鋼業） E2200 主として管理事務を行う本社等 E2209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 E221 製鉄業（島根県最低賃金適用） E222 製鋼・製鋼圧延業 E2221 製鋼・製鋼圧延業 E223 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）（島根県最低賃金適用） E224 表面処理鋼材製造業（島根県最低賃金適用） E225 鉄素形材製造業 E2251 鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く） E2252 可鍛鋳鉄製造業 E2253 鋳鋼製造業 E2254 鍛工品製造業 E2255 鍛鋼製造業 E229 その他の鉄鋼業（島根県最低賃金適用） L7282 純粋持株会社

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - (1) 清掃、片付け又は整理の業務
 - (2) 選別、検数、結束又は包装の業務
 - (3) 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
 - (4) 手作業による運搬の業務